

諮問番号：諮問第 241 号

答申番号：答申第 241 号

答申書

第 1 審査会の結論

田川市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号。以下「法」という。）に基づく児童扶養手当認定請求却下処分（以下「本件処分」という。）は取り消されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求めるといふもので、その理由は次のとおりである。

何で却下になったのか。

児童扶養手当（以下「手当」という。）が入ってこないと、オムツ、ミルク、オシリふき、食べ物など子供のものが買えなくてこまる。

医師の診断書は 7,700 円かかるため書いてもらうお金がなく提出することができなかった。

どうかもう一度考え直してほしい。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分は、理由の付記について瑕疵があり、違法又は不当な処分である。

よって、本件処分は取り消されるべきである。

第 3 審理員意見書の要旨

行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項及び第 2 項では、申請に対して拒否処分を行うときは、拒否理由が客観的に明白である場合を除き、理由を提示するのが原則とされ、当該拒否処分を書面でするときは、拒否理由を書面により示さなければならないと定められている。

その趣旨は、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名あて人に知らせて不服の申立てに便宜を与えるところにあると解され

る。そして、どの程度の理由を提示すべきかは、この趣旨に照らし、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る処分基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮して決定すべきである（最高裁第三小法廷平成 23 年 6 月 7 日判決・民集 65 卷 4 号 2081 頁参照）。

また、付記すべき理由は、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して処分がなされたかを、申請者においてその記載自体から了知しうるものでなければならない（最高裁第三小法廷昭和 60 年 1 月 22 日判決・民集 39 卷 1 号 1 頁参照）。

本件について見ると、処分庁は、手当の認定請求（以下「本件認定請求」という。）に対して、審査請求人の妻（以下「妻」という。）が児童扶養手当法施行令（昭和 36 年政令第 405 号。以下「政令」という。）別表第 2 各号のいずれにも該当しないために法第 4 条第 1 項第 2 号ハに該当する事実が認められないことを理由に本件処分を行ったものであることから、本件処分を行うにあたっては、処分庁はいかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して前述の各要件に該当しないと判断し、本件認定請求を却下するに至ったかを審査請求人に示すべきであったといえる。

しかし、児童扶養手当認定請求却下通知（以下「本件処分通知」という。）には、本件認定請求を却下した理由として、「父（母）障害非該当」としか記載されていない。

これに対して、処分庁は「審査請求人が本件認定請求を行った際、本件認定請求の理由について、「妻に障害があるため」と記載し、妻の診断書を添付しているため、審査請求人は、本件認定請求が妻の障害の程度を確認するものと理解した上で提出したと思慮した。このことから、本件処分通知に記載した内容で、妻の障害の程度が政令別表第 2 各号のいずれにも該当しないことを、審査請求人が十分に理解し得るものであると判断したためである。」と主張しているが、本件処分は書面でなされている以上、行政手続法第 8 条第 1 項及び第 2 項に基づき、その理由は書面である本件処分通知に記載されるべきである。

以上のとおり、処分庁がいかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して本件処分が行われたのかを本件処分通知から読み取ることはできないことから、本件処分には、理由の付記について瑕疵があり、その余の点を審理するまでもなく、違法又は不当な処分であると認められる。

以上のとおり、本件処分に係る審査請求は理由があるので、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 46 条第 1 項の規定により、本件処分は取り消されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和5年12月14日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和6年2月14日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

行政庁は、申請に対して拒否処分をする場合には、行政手続法第8条第1項の規定に基づき、法令に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容から明らかであるときを除き、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。また当該処分を書面でするときは、同条第2項の規定に基づき、その理由は、書面により示さなければならない。

同条の趣旨は、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名あて人に知らせて不服の申立て又は訴えの提起に便宜を与えるところにある。そして行政庁が申請に対して拒否処分をする場合には、いかなる根拠に基づいていかなる法規を適用して拒否処分がなされたかを申請者において当該理由の記載自体から了知し得ることを要する。

これを本件処分についてみると、本件処分通知には、本件認定請求を却下した理由として「父（母）障害非該当」としか記載されていない。

このことについて、処分庁は「審査請求人が本件認定請求を行った際、本件認定請求の理由について、「妻に障害があるため」と記載し、妻の診断書を添付しているため、審査請求人は、本件認定請求が妻の障害の程度を確認するものと理解した上で提出したと思慮した。」、「妻が政令別表第2各号のいずれにも該当しないことから、手当の支給要件の一つである法第4条第1項第2号ハに該当する事実が認められないことを理由に本件処分を行った」と主張している。本件処分は、行政手続法第8条第1項ただし書にいう「許認可等の要件又は審査基準が客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請が、申請書の記載内容からこれらの各要件に該当しないことが明らかであるとき」に該当するとはいえない。よって、本件処分には然るべくその理由が記載されるべきであるところ、本件処分通知に記載された理由から、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して当該処分がなされたかを、審査請求人においてその記載自体か

ら了知することはできないといわざるを得ない。すなわちこの理由付記は、行政手続法第8条第1項に規定する理由の提示としては不十分であり、本件処分は、同法第8条第1項に違反する違法なものであるから、取り消されるべきである。

以上のことから、前記第1のとおり結論する。

福岡県行政不服審査会第3部会

委員 岡 本 博 志

委員 牛 島 加 代

委員 小 山 雅千子